

対馬市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

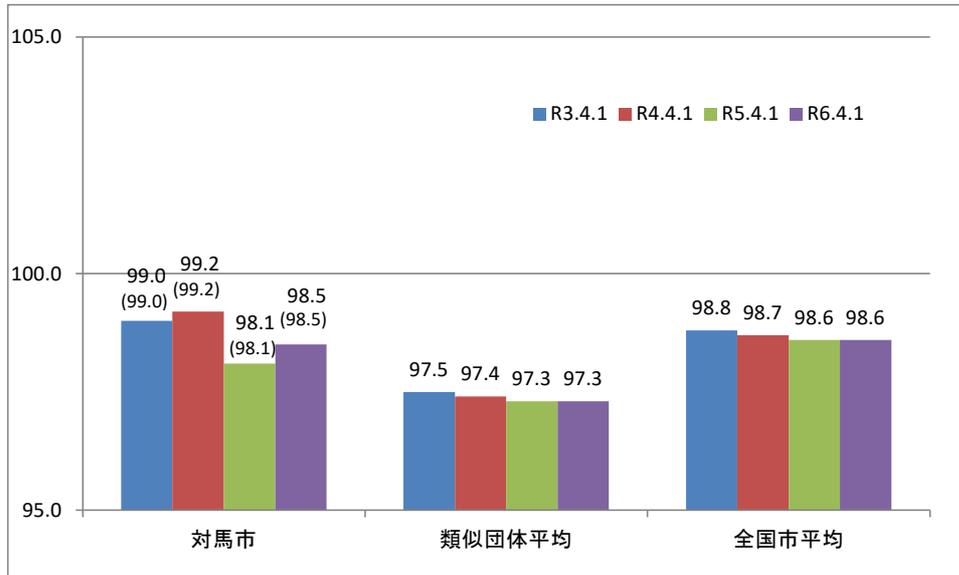
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	27,222	32,609,742	409,369	4,671,084	14.3	13.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	484	1,814,933	359,222	724,997	2,899,152	5,990	5,916

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職委員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 ※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合については、その理由及び改善の見込み

- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国と同様に見直しを行い、平均2.1%の引き下げを実施。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国と同様の見直しを実施。対馬市の支給率は0%
(実施時期) 平成27年4月1日

③その他の見直し内容

実施内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様の見直しを実施。
(実施時期) 平成27年4月1日

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
対馬市	43.6 歳	326,253 円	419,496 円	356,479 円
長崎県	43.0 歳	318,776 円	389,836 円	352,177 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.6 歳	318,300 円	374,345 円	343,522 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には通勤手当、時間外勤務手当及び特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		対馬市	長崎県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	166,600 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

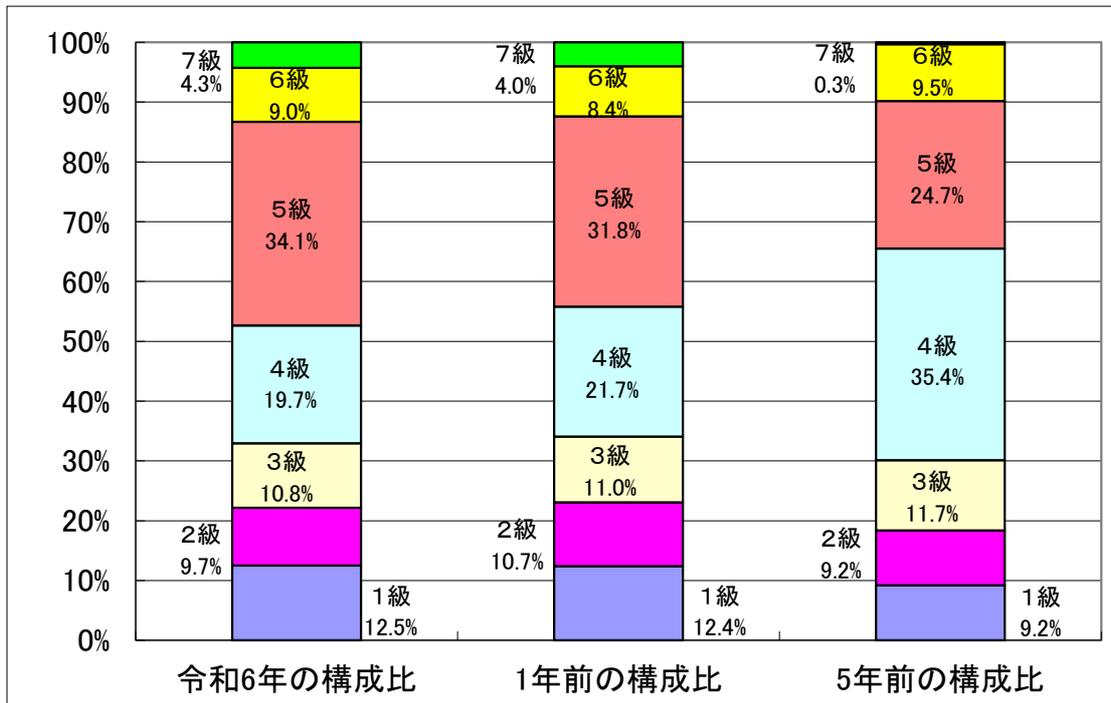
区 分		経験年数	経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満
一般行政職	大学卒	283,600 円	318,800 円	369,300 円	385,000 円	401,100 円
	高校卒	250,600 円	276,800 円	353,900 円	369,800 円	390,600 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

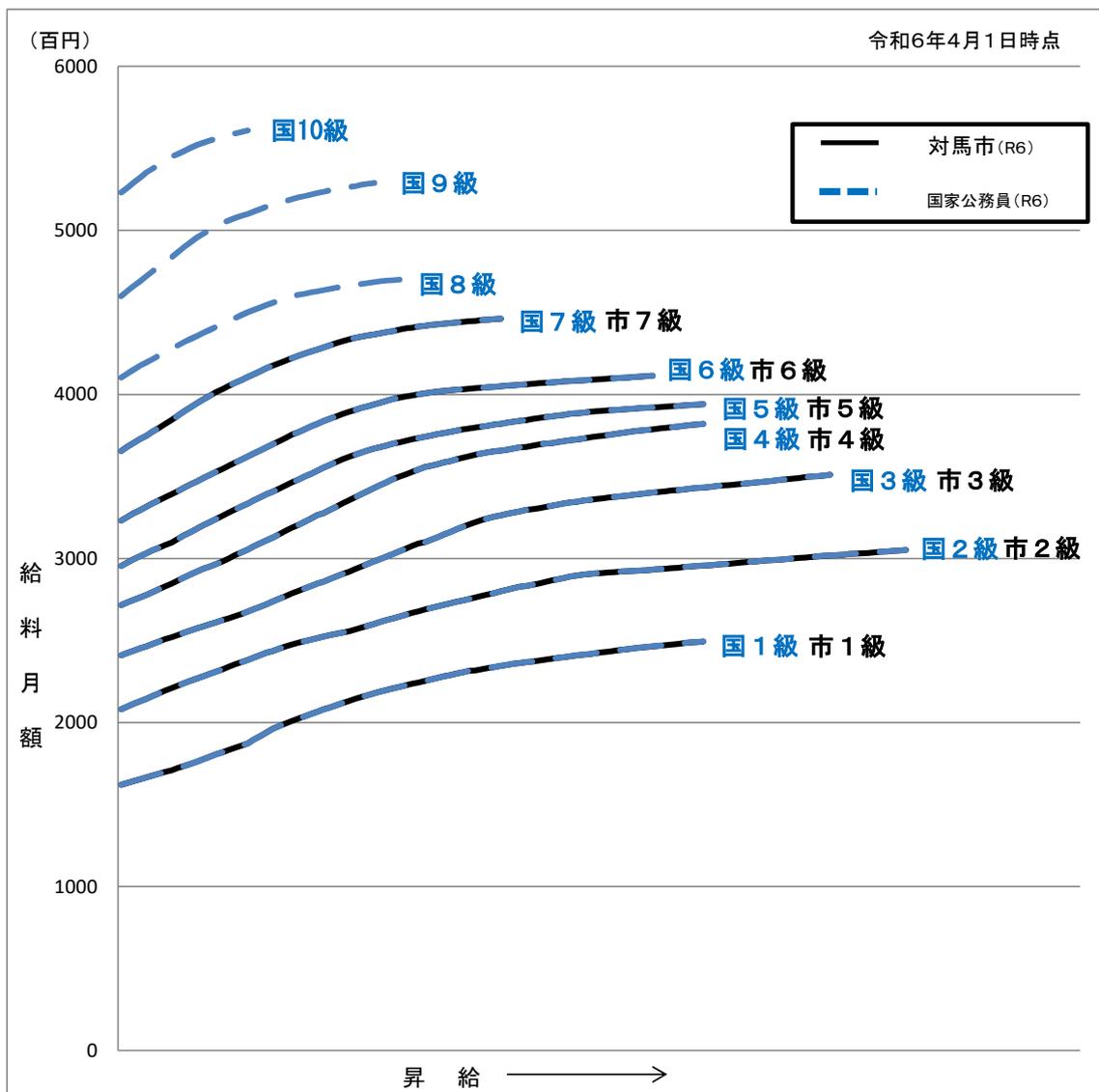
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
		人	%	職名	人			
7級	1 部長、政策監、会計管理者、教育部長、局長及び消防長の職務 2 重要な業務を所掌する理事の職務	12人	4.3%	部長 会計管理者 教育部長 局長	9人 1人 1人 1人	部長級 12人 4.0%	365,500 円	446,200 円
6級	1 理事の職務 2 困難な業務を所掌する次長の職務 3 特に困難な業務を所掌する課長等の職務	25人	9.0%	次長 課長等	14人 11人	次長級 15人 5.4%	323,100 円	411,300 円
5級	1 次長の職務 2 課長等の職務 3 参事の職務	95人	34.1%	次長 課長等 参事	1人 23人 71人	課長級 105人 37.6%	295,400 円	394,000 円
4級	1 課長補佐の職務 2 副参事の職務	55人	19.7%	副参事	55人	課長補佐級 55人 19.7%	271,600 円	382,000 円
3級	係長及び主任の職務	30人	10.8%	係長 主任	2人 28人	係長級 30人 10.8%	240,900 円	351,000 円
2級	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	27人	9.7%	主事	27人	主事級 69人 23.1%	208,000 円	305,200 円
1級	定型的な業務を行う職務	35人	12.5%	主事	35人		162,100 円	249,400 円

(注) 1 対馬市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

対馬市	長崎県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,480 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,611 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

対馬市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	3,985 千円	23,083 千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

制度なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		6,269 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		56,477 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		21.4 %	
手当の種類（手当数）		12種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	徴税吏員	市税等の徴収、滞納処分	1日 500円
感染症等防疫作業手当	業務に従事した職員	感染症患者等の救護、消毒又は伝染病菌を有する家畜の防疫作業	1日 3,000円
犬猫等死体処理作業手当	業務に従事した職員	犬猫等の死体処理業務	1件 500円
行路病人・死亡人取扱作業手当	業務に従事した職員	行路死亡人、漂流死体及び身寄りのない者等の死亡の処理	1日 6,000円
機械操作手当	業務に従事した職員	庁舎内のボイラー、冷凍機の運転	月 4,000円
廃棄物処理業務手当	業務に従事した職員	廃棄物処理業務	月 5,000円
介護手当	介護士	特別養護老人ホームに勤務し入所者の介護に従事	月 5,000円
消防業務手当	消防士	夜間勤務	1夜 400円
火災等出動手当	消防士	水火災、その他の災害又は警戒業務	1回 300円
救急出動手当	消防士	救急出動業務	1回 200円
感染症搬送手当	業務に従事した職員	感染症患者又は感染症の疑いのある患者の搬送	1回 300円
社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務する現業業務職員及び査察指導業務に従事する職員	査察指導業務	月 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	136,365 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	336 千円
支給実績（令和4年度決算）	148,669 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	353 千円

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)	
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	-	72,229千円	263,609円
	子	10,000円				
	父母等	6,500円				
	加算(特定扶養)	5,000円				
	(満16歳の年度初めから満22歳までの年度末までの子に加算)					
住居手当	借家・借間住居者 家賃27,000円以下の場合 家賃月額-16,000円	同じ	-	38,459千円	249,734円	
	家賃27,000円を超える場合 (家賃月額-27,000円)×1/2 +11,000円 (最高28,000円)					
	持家住居者 無し					
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額	異なる	2km以上65km未満 までを1km毎に区 切って支給	45,770千円	112,734円	
	交通用具利用者 片道2km以上～65km以上 1,200円～31,450円					
管理職手当	支給額 部長及び部長相当職 (理事は除く) 55,000円 部長相当職(理事) 49,000円 次長及び次長相当職 45,000円 課長及び課長相当職 (主幹、消防署の出張所長は除 く) 41,000円 課長相当職 (主幹、消防署の出張所長) 37,000円	異なる	俸給の特別調 整額として官 職に応じ支給	44,369千円	521,988円	

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
休日勤務手当	支給額 勤務1時間あたりの給与額× 135/100×時間外勤務時間数	異なる	勤務1時間あたりの給与額の算出方法が相違	23,443千円	133,199円
夜間勤務手当	支給額 勤務1時間あたりの給与額× 25/100×勤務時間数	異なる		3,715千円	48,882円
特勤手当	教育委員会の指導主事 (給料+扶養手当)×20/100	同じ	-	8,445千円	1,206,429円
準特勤手当	指導主事が住居を移転して着任した場合に支給 (給料+扶養手当)×4/100	同じ			
教員特別手当	教育委員会の指導主事に支給 月額8,000円を超えない範囲	-	-	615千円	87,857円
宿日直手当	職員が勤務した場合 1回4,400円を支給	異なる	特別宿日直勤務に対する支給なし	千円	円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した管理職に支給 支給額1回につき8,000円以内	同じ	-	992千円	26,105円
単身赴任手当	支給額 30,000円 職員の住居と配偶者の住居間の距離が100km以上の場合、距離により8,000円～70,000円の加算あり	同じ	-	3,790千円	344,545円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市区町村長	800,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 985,000 円/ 391,500 円	
	副市長	652,000 円	790,000 円/ 420,000 円	
報 酬	議 長	400,000 円	545,000 円/ 230,000 円	
	副 議 長	340,000 円	475,000 円/ 200,000 円	
	議 員	320,000 円	442,000 円/ 180,000 円	
期 末 手 当	市区町村長	(令和5年度支給割合)		
	副市長	3.4月分		
退 職 手 当	市区町村長	(令和5年度支給割合)		
	副市長	3.4月分		
備 考	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職年数×600/100	19,200千円	任期毎
	備 考	給料月額×在職年数×360/100	9,389千円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

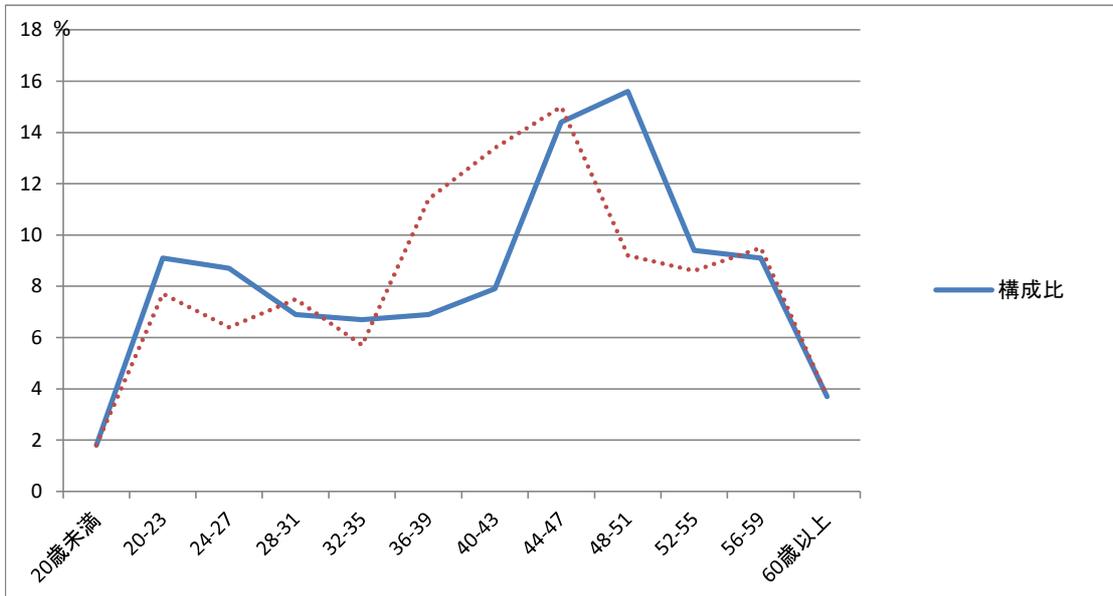
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	令和5年	令和6年			
普通会計部門	議会	5	5	0	
	総務	101	99	△ 2	長崎県への派遣終了、欠員不補充
	税務	22	21	△ 1	欠員不補充
	民生	69	67	△ 2	欠員不補充
	衛生	61	57	△ 4	欠員不補充、配置調整
	農林水産	35	35	0	
	商工	18	17	△ 1	対馬観光物産協会への派遣終了
	土木	25	25	0	
	計	336	326	△ 10	<参考> 人口1万人当たり職員数 117.17 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 85.28 人)
	教育部門	58	58	0	
	消防部門	90	90	0	欠員不補充
小 計	484	474	△ 10	<参考> 人口1万人当たり職員数 170.37 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 109.56 人)	
公営企業等会計部門	水道	14	14	0	
	交通	2	2	0	
	その他	19	18	△ 1	配置調整
	小 計	35	34	△ 1	
合 計	519 〔 860 〕	508 〔 860 〕	△ 11 〔 0 〕	<参考> 人口1万人当たり職員数 182.59 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	9	46	44	35	34	35	40	73	79	48	46	19	508

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 別	年 度						過去5年間 の増減数(率)
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
一般行政	355	349	341	335	336	326	△ 29 (△8.2%)
教育部門	58	59	59	58	58	58	0 (0.0%)
消防部門	94	99	95	91	90	90	△ 4 (△4.3%)
普通会計計	507	507	495	484	484	474	△ 33 (△6.5%)
公営企業等会計計	38	39	39	36	35	34	△ 4 (△10.5%)
総合計	545	546	534	520	519	508	△ 37 (△6.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
5年度	891,507	154,692	150,290	16.9	16.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費	B/A
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	14	55,506	13,472	23,211	92,189	6,585	

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円
6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
対馬市	45.4 歳	362,564 円	548,744 円
市町村平均 (政令指定都市を除く)	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 基本給には扶養手当を含む。また、平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

対馬市水道事業		対馬市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和5年度）	1,658 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度）	1,480 千円
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・職務段階別加算 5～15%		・職務段階別加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

対馬市水道事業			対馬市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	3,985 千円	23,083 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当
制度なし

エ 特殊勤務手当
制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	7,248 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	604 千円
支給実績（令和4年度決算）	6,795 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	485 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)	
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	-	2,432千円	347,444円
	子	10,000円				
	父母等	6,500円				
	加算(特定扶養)	5,000円				
	(満16歳の年度初めから満22歳までの年度末までの子に加算)					
住居手当	借家・借間住居者 家賃27,000円以下の場合 家賃月額-16,000円	同じ	-	1,918千円	319,670円	
	家賃27,000円を超える場合 (家賃月額-27,000円)×1/2 +11,000円 (最高28,000円)					
	持家住居者 無し					
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額	同じ	-	783千円	87,000円	
	交通用具利用者 片道2km以上～6.5km以上 1,200円～31,450円					
管理職手当	支給額 部長級 55,000円 次長級 45,000円 課長級 41,000円	同じ	-	1,092千円	545,774円	